

【消費者トラブル情報 vol. 20：＜お知らせ＞10 月は食品ロス削減月間！】

【お知らせ：10 月は食品ロス削減月間】

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス」といい、半分は家庭から発生しています。

一人ひとりのちょっとした工夫で、食品ロスは減らせます。

- ・ 買い物前に食材をチェック
- ・ 賞味期限・消費期限を確認
- ・ 食材は使いきり&食べきり

「もったいない」を「ありがとう」に変えて、地球にもお財布にもやさしい暮らしを始めましょう。

＜今月のひと工夫＞

余った野菜はスープや炒め物にアレンジして、おいしく使いきり！



■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7512